



島根県報

平成29年4月7日（金）

第2,892号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業再開の届出	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ " ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ " ）	3
平成28年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	3
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定	（ " ）	4
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	（企 業 立 地 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	7
土砂災害警戒区域の指定（2件）	（砂 防 課）	8
土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）	（ " ）	9

【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	10
---------	-------------	----

【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広 報 室）	10
GM管式サーベイメータ等の調達に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	11

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		11
-------------------------	--	----

告 示**島根県告示第188号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	再開年月日
順天堂薬局サンデーズ下本郷店	益田市下本郷町207番地	平成29年3月1日

島根県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ナカヤ	訪問介護	ナカヤ寿楽	出雲市荒茅町3106番地	平成29年4月1日
	介護予防訪問介護			
株式会社ナカヤ	通所介護	ナカヤ寿楽	出雲市荒茅町3106番地	平成29年4月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ナカヤ	居宅介護支援	ナカヤ寿楽	出雲市荒茅町3106番地	平成29年4月1日

島根県告示第191号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
中西 敏雄	小児科	ドクター中西 元気クリニック	安来市広瀬町布部758	平成29年3月31日
永見 太一	泌尿器科	医療法人明誠会 雲南なごみクリニック	雲南市木次町里方1093番地47	平成29年3月31日

島根県告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ファーマシィ薬局松江センター	松江市西津田八丁目8-8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年4月1日
ウェルネス薬局乃白店	松江市乃白町2061	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年4月1日
木村薬局宍道東店	松江市宍道町宍道1410	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年4月1日
木村薬局宍道西店	松江市宍道町宍道1292-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年4月1日

島根県告示第193号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成28年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11348373245	恵福春（全和黑原6055）	肉用牛 黒毛和種	1級

島根県告示第194号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1249-11からイ1249-16まで、イ1249-18、イ1249-19
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市八雲町東岩坂2821、2843-1、2844、2847-2、2847-4

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第196号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第330号）は、廃止する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

(1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業

(主たる事務所が県外にあるものに限る。)の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。)が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。)に係る経費の総額をいう。以下同じ。)が1億円以上であって、増加常用従業員(申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業(以下「全額出資企業」という。)が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員(規則第3条第2号又は第5号に掲げる場合にあっては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの(以下「契約社員」という。)を含む。)をいう。以下同じ。)及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員(同条第2項の規定により導入されたとみなされる継続雇用制度により雇用される従業員を含む。)で知事が認めるものの数(以下「増加常用従業員数」という。)が10人以上であること。

- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること(増加固定資本額が1億円以上であり、又は、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。)
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号又は第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象

増加固定資本額(助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。)及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次に掲げる額の合計額(コールセンター業(隠岐郡に立地するものを除く。)にあってはアに掲げる額、規則第3条第3号又は第4号に該当する場合にあってはイ又はウに掲げる額)とする。

ア 増加固定資本額(規則第3条第2号又は第5号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。)に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額(その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額)とする。

イ 増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)に100万円(規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円)(ただし、ウに該当する場合を除く。)を乗じて得た額(以下「雇用助成額」という。)とする。ただし、コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、雇用助成額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)に所在し、かつ、資本金が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業(別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。)の増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)に130万円(過疎地域に所在する中小企業で、規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が契約社員である場合は65万円)を乗じて得た額。ただし、コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合に

っては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
- (2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。

別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「みなし新規立地」という。）	15パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（みなし新規立地の場合を除く。以下「県内増設」という。）	10パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	10パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第5号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地又はみなし新規立地の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント、4パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
	2 規則第2条第2号、第4号又は第5号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
2 県内増設又は償却資産の増の場合	1 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種	以下の要件を全て満たす企業 (1) 過疎地域に所在する企業 (2) 県外新規立地又はみなし新規立地の計画認定を受けた企業 (3) (2)の認定を受けた日から10年以内に県内増設又は償却資産の増により申請書を提出する企業	5パーセント

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する（最高15パーセントを加算）。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

島根県告示第197号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年4月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306-30
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社江津グリーンモール 代表取締役 野間 智 島根県江津市嘉久志町2306-30
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 80立方メートル（建物南西側）
(変更後) 80立方メートル（建物南西側、一部を建物側へ移し保管庫を新設）
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時30分から午後7時30分まで（9月から4月まで）
午前9時30分から午後8時まで（5月から8月まで）
（ただし、年15日間は午後10時まで）
(変更後) 午前8時から午後11時まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時から午後8時まで
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時から午後8時まで
(変更後) 午前6時から午後9時まで
- (4) 変更の年月日

上記(3)ア：平成29年11月30日

上記(3)イ、ウ及びエ：平成29年3月30日

2 届出年月日

平成29年3月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課（江津市江津町1525番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

久佐川G、大元N、大元O、大元P、乙明E、西U、柚根K、日南6、上重富1、下和田3、市木2、市の瀬1、小坂集会所、小坂M、日高M、西河内I、西河内J、小熊E、下小原10、久根郷4、東下今明3、井川L、下古和七区5、笠A、森溝上F、向野田E、八曾D、古市場中組H、古市場中組I

(2) 土石流

石田川G

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

刺鹿C、出口I、栄D、大坪G、畑ヶ中H、市原Q、才坂C、富山本郷E、大西I、鳥井鳥越D、稲用I、長久八日市、弓辺D、八日市I、町G、西田E、下多根G、立石F、大家N、新屋N、新屋K、下谷、上毛F、上毛G、高瀬D、高瀬E、飯原下J、中村G、願城寺D、湊中、立目G、宮村、宅野大原C、宮村上C、草木原O

(2) 土石流

湊三、赤井B、赤井C

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年島根県告示第264号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

青浦B、栃ノ木D、床並F、鹿子谷A

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成20年島根県告示第92号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

鳥越I、大正B、大正西1B、加土A、小池C、長谷A、長谷E、栄町3D、山崎4A、行恒一、市ノ上C、赤波C、畑ヶ中一C、畑ヶ中一B、鬼村上F、角折H、大屋上D、大屋下C、津戸A、丸尾C、市D、重蔵B、重蔵E、

波根鶴ヶ丘C、静間新田B、畑井D、赤井A、町A、池ノ原C、池田A、三瓶東A、上山H、上山M、志学F、池ノ原D、本郷下B、本郷下E、三久須B、三久須A、福原中B、矢滝D、上町B、向川E、横谷D、横谷H、横谷I、横谷E、横谷G、川上A、本郷G、本郷E、法泉町A、高瀬D、清水F、清水G、清水H、願城寺D、郷H、都合A、湊八区B、白谷F、白谷J、白谷K、境橋A、境橋B、菰口A、菰口E、上中荻C、上井田D、隅田A、津渕D、津渕E、津渕I、太田二G、太田一E、太田一A、殿村A、殿村B、殿村D、殿村S、殿村E、福田B、横道K、横道O、福田D、福田C、福田I、福田N、大人B、福田S、殿村P、殿村M、殿村O、井尻G、井尻D、殿村H、殿村I、殿村J、仁万八幡A、寺ヶ内B、東区、草木原D、草木原E、向A、中町A、東新町、向B、向D

(2) 土石流

堀ガ追谷、西の奥谷川B

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年3月14日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値写真（デジタル）地上画素寸法12cm）

2 作業期間

平成28年7月12日から平成29年3月14日まで

3 作業地域

浜田市域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 4 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県広報部広報室 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 3 月 17 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地

- 5 随意契約に係る契約金額
52,920,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
 - (1) GM管式サーベイメータ 109台
 - (2) NaIシンチレーション式サーベイメータ 14台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所中国支社 支社長 渡辺 弘之 広島市中区袋町5番25号
- 5 落札金額
43,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成28年12月16日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成29年4月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
介護老人保健施設悠々園	松江市川原町309-1	平成26年12月5日